

旧那古野小学校施設活用事業提案
募集要項等に関する新旧対照表
(平成30年8月20日版)

★募集要項

頁数	修正箇所	修正前		修正後	
P30	7. 提案書類等作成・提出要領 (2) 提案書類作成要領	B 応募資格関係書類	-6 提案する施設と関連する開発等の実績を示す書類	B 応募資格関係書類	-6 提案する施設と関連する開発等の実績を示す書類
			・過去において実績がある場合は、時期、規模、 金額 及び関わり方（企画開発、所有・賃借、施設運営等）等が分かる資料を提出してください。		・過去において実績がある場合は、時期、規模及び関わり方（企画開発、所有・賃借、施設運営等）等が分かる資料を提出してください。

★基本協定書（案）（資料5）

頁数	修正箇所	修正前	修正後
P1	第1条	（目的） 第1条 基本協定は、旧那古野小学校施設の活用を円滑に実施するための必要な諸手続き並びに甲及び乙の義務について定めることを目的とする。	（目的） 第1条 本 基本協定は、旧那古野小学校施設の活用を円滑に実施するための必要な諸手続き並びに甲及び乙の義務について定めることを目的とする。
P1	第2条	（提案内容の履行） 第2条 乙は、提案事業の全てを誠実に履行しなければならない。 2～6 7 乙は、提案事業に供する施設（以下「提案施設」という。）を貸し付ける場合、賃貸借契約の締結に際し、賃借人が募集要項6.（1） 力 に該当する者であるときは、契約を解除することを契約書に定めなければならない。	（提案内容の履行） 第2条 乙は、提案事業の全てを誠実に履行しなければならない。 2～6 7 乙は、提案事業に供する施設（以下「提案施設」という。）を貸し付ける場合、賃貸借契約の締結に際し、賃借人が募集要項6.（1） ⑥ に該当する者であるときは、契約を解除することを契約書に定めなければならない。
P2	第4条	（基本協定の存続期間） 第4条 本基本協定の存続期間は、本基本協定締結日から 事業 期間満了日までとする。	（基本協定の存続期間） 第4条 本基本協定の存続期間は、本基本協定締結日から 契約 期間満了日までとする。
P3	第9条	（基本協定の解除権） 第9条 本基本協定に違反する事実があり、甲の催告にも関わらず乙がこれを是正しないとき、甲は本基本協定を解除することができる。	（基本協定の解除権） 第9条 本基本協定に違反する事実があり、甲の催告にも関わらず乙がこれを是正しないとき、甲は本基本協定を解除することができる。

		2 平成 年 月 日（ ）までに有償貸付契約を締結に至らなかった場合は、甲は本基本協定を解除する。 3 乙が、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）における排除措置の対象となる法人等となった場合は、甲は基本協定を解除する。	2 平成 年 月 日（ ）までに有償貸付契約を締結に至らなかった場合は、甲は本基本協定を解除する。 3 乙が、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）における排除措置の対象となる法人等となった場合は、甲は本基本協定を解除する。
--	--	---	---

★契約書（案）（資料 6）

頁数	修正箇所	修正前	修正後
P9	第 25 条	（契約の解除） 第 25 条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。 (1)～(9) (10) 乙が、募集要項 6.（1）力に該当するとき	（契約の解除） 第 25 条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、本件契約を解除することができる。 (1)～(9) (10) 乙が、募集要項 6.（1）⑥に該当するとき
P9	第 27 条	（原状回復義務） 第 27 条 貸付期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了した時は、乙は自己の費用をもって貸付物件の上に存する建物等その他乙が貸付物件に付属させたものを撤去し、貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、建物等の構造部又は外装等に定着している内装又は設備等及び外構等において既存設備等に改修を加えた内容について、工事等実施前及び返還時に甲より承認を得た場合には、この限りではない。	（原状回復義務） 第 27 条 貸付期間の満了まで、又はその他の理由により本件契約が終了するまでに、乙は自己の費用をもって貸付物件の上に存する建物等その他乙が貸付物件に付属させたものを撤去し、貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、建物等の構造部又は外装等に定着している内装又は設備等及び外構等において既存設備等に改修を加えた内容について、工事等実施前及び返還時に甲より承認を得た場合には、この限りではない。